

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、法令遵守、企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する企業環境に対応した迅速な経営意思決定と経営の健全性向上を図ることによって、企業価値を継続して高めていくことを経営上の最重要課題の一つに位置付けております。

当社は、医療マーケットの拡大に伴い積極的な業容拡大を図っていることから、機動的な取締役会の開催、業務執行に関する監視体制の整備、内部統制の充実など、公正な経営体制を確保することが重要であると認識しております。

また、当社グループでは、特に子会社の管理が内部統制上重要であると認識しており、コンプライアンスの徹底・リスク管理体制の構築・財務内容その他の重要事項の報告体制等の整備等により、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2(4) 議決権の電子行使や招集通知の英訳】

当社の2020年3月末における外国法人等の株式保有比率は15.5%程度であり、現時点では、機関投資家向けの議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳等を行う予定はありません。今後、外国法人等の株式保有比率が25%を上回った場合には、採用を検討してまいります。

【補充原則4-1(3) 最高経営責任者等の後継者育成計画への関与・監督】

代表取締役は、後継者を育てることを重要な責務と捉え、後継者候補を当社またはグループ会社の取締役及び執行役員に就任させ、経験を積ませること等により、後継者を育成しております。

今後、取締役会が後継者育成計画に主体的に関与・監督する体制について検討してまいります。

【補充原則4-3(2) 最高経営責任者等の選任手続き】

当社は「取締役・監査役の選解任を行うに当たっての方針と手続」を定めております。

代表取締役の選解任の方針と手続を特別に定めてはおりませんが、代表取締役の選解任は会社における最も重要な戦略的意思決定であることに鑑み、検討してまいります。

【補充原則4-3(3) 最高経営責任者等の解任手続き】

当社は「取締役・監査役の選解任を行うに当たっての方針と手続」を定めております。

代表取締役の選解任の方針と手続を特別に定めてはおりませんが、代表取締役の選解任は会社における最も重要な戦略的意思決定であることに鑑み、検討してまいります。

【原則4-10. 任意の仕組みの活用】

当社では、非業務執行取締役及び複数の社外取締役を選任し、迅速かつ適切な意思決定と監督機能の強化を図り、コーポレートガバナンスが十分に機能する体制を整備しております。任意の仕組みは採用してはおりませんが、統治機能の更なる充実のため、必要な体制について今後検討してまいります。

【補充原則4-10(1) 経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る任意の諮問委員会の設置】

当社は、取締役及び執行役員の指名・報酬決定において、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会等の設置はしていません。

代表取締役社長が原案を作成し、複数の独立社外取締役の意見を踏まえ、決定しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. 政策保有株式】

当社における政策保有株式は、財務面の影響や投資先企業との取引関係の維持・強化による当社グループの中長期的な収益の拡大につながるかどうか等の観点から考慮し、業務提携その他経営上の合理的な理由がある場合を除き、保有しないことを基本方針としております。また、投資額は必要最低限とし、企業価値向上の効果等を勘案して、適宜、見直しを行います。

政策保有株式については、事業年度ごとに、取引関係の維持・強化の状況や、経営成績の状況、資本コストとの見合い、将来の見通し等をもとに個別銘柄ごとに保有の適否を取締役ににて検証します。

なお、検証の結果、保有の合理性が認められなくなったと判断される銘柄については売却を行うことを原則としております。

政策保有株式に係る議決権の行使に際しては、議案ごとに個別に行使判断を行います。投資先企業の企業価値が毀損する可能性があると思われる議案については、特に留意して判断するものとします。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、当社の役員や主要株主等の関連当事者との取引を行う場合には、取締役会の承認を要することを「取締役会規程」に定めるとともに、その取引の結果を取締役に報告しております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では、企業年金制度を実施していません。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1)当社は、企業理念を「良質な医療インフラを創造し生涯を見守る「まちのあかり」として健やかな暮らしに貢献します」と定め、当社ウェブサイトに掲載しております。経営計画については、2018年5月8日に第五次中期経営計画を策定し、平成30年3月期業績説明資料とともにウェブサイトに掲載しております。

(企業理念: <https://www.msnw.co.jp/company/philosophy/>)

(経営計画: <https://www.msnw.co.jp/ir/management/management-plan/>)

(2)当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針は、上記「1. 基本的な考え方」に記載の通りであります。

(3)当社における取締役の役員報酬については、一定割合を業績に連動した報酬体系とし経営責任を明確にすること、株式報酬を導入することにより株主の皆様と株式価値を共有すること、優秀な人材を引きつけることができる報酬制度であることを基本方針としており、定時株主総会で決議した年額の範囲内で、取締役会で定めた役員報酬の決定方針に従い、代表取締役社長が報酬案を作成し、複数の社外取締役の意見を踏まえ、決定します。ただし、非業務執行取締役及び社外取締役については、業績等による報酬の増減は行いません。

取締役の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第18回定時株主総会決議により年額5億円以内(うち、社外取締役分は年額5千万円以内)と定めております。

なお、役員退職慰労金制度については、2015年6月19日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって廃止しております。

(4)取締役の選任については、人格並びに見識ともに優れ、取締役の職責を全うできる者から、定款で定める取締役の員数の範囲内で、当社グループの事業並びに経営企画、経理・財務、人事・総務等に関する様々な知識・経験・能力を相互補完するようなバランスや多様性、適切な意思決定ができる人員数を考慮して、代表取締役の協議により候補者を選任し、非業務執行取締役及び社外取締役の意見を踏まえ、取締役会で株主総会議案として承認のうえ、株主総会で決議することとしております。

取締役の解任については、職務執行における法令・定款違反行為、心身の故障、著しい能力不足、担当部門の業績に対する責任等を勘案のうえ、非業務執行取締役及び社外取締役の意見を踏まえ、取締役会で株主総会議案として承認のうえ、株主総会で決議することとしております。

監査役の選任については、監査を通じて当社の健全な経営発展と社会的信頼の向上を実現するため、監査に必要となる豊富な経験と高度な専門性を有する者を、代表取締役の協議により候補者を選任し、非業務執行取締役及び社外取締役の意見を踏まえ、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で株主総会議案として承認のうえ、株主総会で決議することとしております。

具体的には、監査役(社内)は、全社経営や財務・会計・リスク管理その他の知識・経験を持つ者から選任することとし、社外監査役は、様々な分野に関する豊富な知識を有する者から選任することとしております。また、監査役のうち、財務・会計に関する相当程度の知見を有するものを1名以上選任することとしております。

監査役の解任については、職務執行における法令・定款違反行為、心身の故障、著しい能力不足等を勘案のうえ、非業務執行取締役及び社外取締役並びに各監査役の意見を踏まえ、取締役会で株主総会議案として承認のうえ、株主総会で決議することとしております。

(5)取締役・監査役候補の選任・指名については、個々の選任理由を招集通知に記載しております。

【補充原則4-1(1) 経営陣に対する委任の範囲】

当社では、法令、定款及び「取締役会規程」に定められた当社及び当社グループの重要事項について、取締役会において審議し、意思決定を行うとともに、業務執行の状況を監督しております。また、「職務権限規程」「稟議規程」により、経営陣が執行できる業務を明確にしております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、以下の通り「社外役員の独立性に関する判断基準」を定めております。社外取締役候補については、個々の選任理由を招集通知に記載しております。

(招集通知: <https://www.msnw.co.jp/ir/library/?previous#meeting>)

当社は、社外役員または社外役員候補者が、次の各項目のいずれにも該当しない場合に、当社からの独立性を有しているものと判断します。

1. 当社グループの業務執行者(就任前10年間に業務執行者であった者を含む)
2. 当社の大株主(議決権保有割合10%以上)又はその業務執行者
3. 当社グループの主要な取引先(連結売上高の2%超)の業務執行者
4. 当社グループの主要な借入先(直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先に記載のある借入先)の業務執行者
5. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
6. 当社グループから年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
7. 当社グループから年間1,000万円を超える寄付を受ける団体の業務を執行する者
8. 過去3事業年度において、上記2から7までのいずれかに該当していた者
9. 上記1から8までのいずれかに該当する近親者(配偶者及び二親等内の親族)

【補充原則4-11(1) 取締役の選任に関する方針・手続】

当社では、上記【原則3-1(4)】に記載の通り「取締役・監査役の選解任を行うに当たっての方針と手続」を定めております。取締役の員数上限については定款で15名と定め、現在の員数は13名としております。取締役の指名に際しては、多様性及び知識・経験・能力が相互補完されるようなバランスに配慮しております。

【補充原則4-11(2) 取締役・監査役の兼任の状況】

当社の取締役・監査役による他社役員の兼任は合理的な範囲にとどめられており、その状況につきましては、毎年有価証券報告書に記載しております。

【補充原則4-11(3) 取締役会全体の実効性についての分析・評価・開示】

当社では、取締役会全体の実効性について分析・評価するため、2016年3月期から各取締役がアンケートによる自己評価を行い、その結果を評価し、概要を開示することとしております。2020年3月期に係る評価の結果、当社の取締役会は概ね適切に機能しており、取締役会の実効性が確保されていることが確認されました。今後は、女性比率の引き上げや薬剤師資格保有者や地域薬局ネットワーク事業経験者の役員登用を議論するなどダイバーシティを意識した構成の見直しを検討すること、研修の場において全社的な事業上のリスク等に関するテーマを議論すること、重要案件の審議の充実化のため、執行部門への権限委譲等による決裁権限の見直し等による審議時間を確保すること等に取り組んでまいります。

【補充原則4-14(2) 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、全役員を対象に、定期的に必要な研修を開催し研鑽に努めさせるとともに、個々の取締役・監査役に対しては、外部のセミナー・研修の機会を提供・斡旋し、その費用を負担します。

また、新たに非業務執行取締役・社外取締役・社外監査役が就任する際には、当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、十分に理解を深める機会を設けます。

当社は日本監査役協会の法人会員であり、監査役は、適宜同協会の提供する必要な研修を受ける機会を確保し、その費用は当社が負担します。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、株主と積極的な対話を行い、株主の意見や要望を経営に反映させ、株主とともに当社を成長させていくことが重要であると考えております。

当社は、誠実・公平・タイムリーな情報開示により、株主・投資家等を含めたステークホルダーの皆様への説明責任を十分に果たし、長期的な信頼関係を構築すること、ならびに、単なる情報提供活動に留まらず、IR活動を通じて得られたステークホルダーの皆様のご意見を経営改善に活かすことをIR活動の基本方針としております。

上記IR活動の目的を達成するためには、資本市場参加者(株主、投資家、証券アナリストなど)に対し、経営戦略や事業方針について十分な情報を提供することが必要であると考えております。そのため、当社は、決算説明会やミーティングなどの場を充実させ、積極的なIR活動を行ってまいります。

当社のIR活動は、代表取締役社長を最高責任者とし、経営戦略本部管掌取締役をIR担当役員として行います。担当部である経営企画部は、グループ各社及び経理部・総務部ほか関連部署から情報を収集し、IR活動を企画、推進しております。

当社は、株主・投資家との対話の機会を充実させるため、アナリスト、機関投資家、報道機関を対象とした決算説明会や、個人投資家を対象とした会社説明会を実施します。また、ウェブサイトを通じて、当社の業績、事業内容、経営内容等をわかりやすくタイムリーに公表します。

株主・投資家との対話内容は、取締役会にて定期的にフィードバックを行います。

当社は、株主・投資家との対話において、インサイダー情報(未公表の重要事実)を伝達することのないよう情報管理に充分留意します。また、アナリスト、機関投資家、並びに、株主総会・決算説明会等に参加された株主・投資家等との対話において、フェア・ディスクロージャー・ルールに基づく重要情報(未公表の確定的な情報であって、株価に重要な影響を及ぼす蓋然性がある情報)を伝達したと思われる場合には、適宜適切にウェブサイト等にて公表します。なお、四半期ごとの決算期末翌日から決算開示日まで、決算情報に関する対話を控える「沈黙期間」とします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
KBL EPB S. A. 107704(常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	3,528,800	11.51
合同会社エスアンドエス	2,769,100	9.03
沖中 恭幸	2,506,000	8.17
秋野 治郎	2,218,800	7.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,748,600	5.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,326,400	4.32
株式会社EP総合	800,000	2.61
田尻 稲雄	689,900	2.25
メディカルシステムネットワーク従業員持株会	609,500	1.98
本間 克明	400,100	1.30

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

補足説明 更新

- 発行済株式(自己株式を除く。)総数に対する所有株式数の割合は小数点第三位以下を切捨てて表示しております。
- 2019年12月10日付で、公共の縦覧に供されている大量保有報告書に係る変更報告書において、サマラン ユーシッツ(SAMARANG UCITS)が2019年12月3日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社としては、2020年3月31日現在における実質所有状況の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

- ・氏名又は名称 サマラン ユーシッツ
- ・住所 11a Avenue Monterey L-2163 Luxembourg
- ・保有株券等の数 3,428,800株
- ・株券等保有割合 11.19%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高 <small>更新</small>	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
小池 明夫	他の会社の出身者								△				
一色 浩三	他の会社の出身者												
井部 俊子	他の会社の出身者								○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小池 明夫	○	小池氏が2014年3月まで理事長に就任していた一般財団法人JR北海道文化財団と過去に広告宣伝に関する取引がありましたが、少額であり、意思決定に対して影響を与え得る取引関係はないと判断しております。	<p>【選任の理由】</p> <p>経営者としての知識や豊富な経験と見識を有しており、適任であると判断したためです。</p> <p>【独立役員選任の理由】</p> <p>一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はなく、独立役員に指定しております。</p>

一色 浩三	○	—	<p>【選任の理由】 金融に関する豊富な知識や企業監査に関する高い見識と幅広い分野に亘る業務経験から適任であると判断したためです。</p> <p>【独立役員選任の理由】 一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はなく、独立役員に指定しております。</p>
井部 俊子	○	<p>井部氏が代表取締役を務める株式会社井部看護管理研究所との間で、過去にコンサルティング契約を締結しておりましたが、2019年3月31日をもって契約は終了しております。当社グループが同社に支払った報酬額は、当社の連結売上高および同氏の年間報酬額と比較して少額であり、意思決定に対して影響を与え得る取引関係はないと判断しております。</p> <p>また、同氏が理事を務める一般財団法人医療介護福祉政策研究フォーラムに対し寄付を行っておりますが、同氏は同法人において非常勤であり、かつ同法人からの報酬を受けておらず、意思決定に対して影響を与え得る取引関係はないと判断しております。</p>	<p>【選任の理由】 長年にわたる看護師の実務、管理および教育の経験を有しており、医療、介護、福祉の分野における豊富な経験と幅広い見識を有しており、適任であると判断したためです。</p> <p>【独立役員選任の理由】 一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はなく、独立役員に指定しております。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査に関しては、社外監査役2名を含む監査役3名が定時及び臨時の取締役会への出席や、取締役、内部監査室等からその職務執行状況の聴取等を行うことにより、取締役の職務の執行や内部統制の状況について監査しております。更に、会計監査人、内部監査室と連携を保ち情報共有を図ることで、相互補完し、各々の監査の質の向上と効率化に努めております。監査役は内部監査室と、監査計画や監査結果に関する情報交換を定期的に行い、監査活動の効率的な推進と意思疎通を図っております。監査役は会計監査人の監査実施状況を確認・検証し、定期的に意見交換を実施しております。

内部監査に関しては、内部監査室が担当しております。内部監査室長を責任者とし、各事業年度開始に先立って内部監査基本計画を立案し、代表取締役社長の承認を得るとともに、決定された基本計画に基づき、内部監査実施計画(被監査部門・監査の実施期間・監査項目・監査員等)を立案し、同実施計画に基づき実施しております。

監査役、会計監査人及び内部監査室と内部統制部門は、定期的に監査計画や監査結果等に関する情報交換を実施し、緊密な連携を保っております。

なお、監査役及び内部監査室は、被監査部門に対して改善事項の指摘を行い、被監査部門は、改善状況を報告し業務の改善を行うことで、監査の実効性を高めております。

会計監査に関しては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
四十物 実	他の会社の出身者													
米屋 佳史	弁護士										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
四十物 実	○	—	<p>【選任の理由】</p> <p>経営者としての豊富な経験や企業監査に関する高い見識を有していることから、広範かつ高度な視点で監査することができる人材と判断したためです。</p> <p>【独立役員選任の理由】</p> <p>一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はなく、独立役員に指定しております。</p>
米屋 佳史	○	<p>当社は、過去に米屋氏との間で顧問契約を締結しておりましたが、2007年11月をもって、これを解約しております。また、所長を務める法律事務所と法務調査に関する取引がありましたが、少額であり、意思決定に対して影響を与え得る取引関係はないと判断しております。</p>	<p>【選任の理由】</p> <p>弁護士の資格を有し、その豊富な経験と法務的見地から当社の経営を客観的かつ中立的な立場で監査できると判断したためです。</p> <p>【独立役員選任の理由】</p> <p>同氏が在籍する法律事務所の別の弁護士と当社との間で、顧問契約等を締結しておりますが、同氏の意味決定に対して影響を与え得る取引金額・関係ではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しており、独立役員に指定しております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。社外役員の独立性判断基準については、上記「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」1. 基本的な考え方【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則4-9】に記載の通りです。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

当社は、非業務執行取締役及び社外取締役を除く取締役について、役員報酬の一定割合を業績に連動した報酬体系とするとともに、株式報酬制度として「役員株式給付信託」を導入しております。本制度は、当社が制度遂行に必要、合理的な金銭を原資として信託に拠出し、信託がこれにより当社株式を取得し、原則として役員が退職する際に、当社取締役会が定める役員株式給付規程に従って当社株式を給付するものであります。これにより、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、社外役員に区分した報酬等の種類別(固定報酬、業績連動報酬等)の総額を有価証券報告書にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬の決定方針については、上記「I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」
「1. 基本的な考え方」【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則3-1(3)】に記載の通りです。

なお、監査役報酬については、2011年12月16日開催の第13回定時株主総会において、年額1億円以内と決議いただいております。各監査役の報酬は監査役会での協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役のサポートは総務部及び専任の監査役付が担当し、必要な連絡等を行っております。取締役会の年間スケジュールに沿った運営を心掛け、社外取締役、社外監査役の欠席がないように工夫するとともに、会議の議題や資料の配布を事前に行うなど、円滑な業務遂行のためのサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会

当社は、意思決定機関として、取締役会(取締役13名)を設置しております。月1回開催される定時取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項をタイムリーに決定できる体制をとっております。なお、当社では、2017年6月に執行役員制度を導入し、経営の意思決定・管理監督機能と業務執行機能をより明確に分離し、それぞれの機能強化を図る体制を構築しております。また、取締役13名のうち社外取締役は3名であります。

取締役会とは別に、個別の案件ごとに取締役を含むメンバーで構成するプロジェクトチームを立ち上げ、案件の議論を重ねることとしております。取締役は、当該案件につき必要に応じ取締役会にて報告を行います。また、取締役等における日常的な業務運営に関する意思決定につきましては、随時常勤監査役へ情報を伝達し、適宜取締役等の業務執行に関する監査を実質的に受けております。

取締役報酬の決定方針、取締役の指名方針については、上記「I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」
「1. 基本的な考え方」【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則3-1(3)】及び【原則3-1(4)】に記載の通りです。

2. 監査役会

当社は、監査役会制度を採用しております。監査役会は、常勤監査役2名、非常勤監査役1名の計3名で構成されております。月1回開催される定時監査役会のほか、必要に応じ臨時監査役会を開催し、監査の適時性と効率性を確保しうる体制をとっております。なお、監査役3名のうち2名は社外監査役とし、公正性、透明性を確保しております。

3. 会計監査人について

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。

同監査法人及び同監査法人の業務執行社員と当社との間には特別な利害関係はありません。

2020年3月期の当社の会計監査業務を執行した公認会計士は大中康行氏及び木村彰夫氏であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他11名であります。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役中村秀一氏、小池明夫氏、一色浩三氏及び井部俊子氏、並びに監査役四十物実氏及び米屋佳史氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役は金500万円、監査役は金100万円又は法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の取締役会は事業規模及び機動性を勘案し13名で構成されており、社外取締役3名については、多角的な立場から経営に参画し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図っております。また当社は社外監査役を含めた監査役による客観的立場からの経営監視が有効であると判断し、監査役会設置会社としております。

監査役は取締役会をはじめとした重要な会議に出席し、取締役の職務の執行や内部統制の状況について監査を行っております。また監査役は会計監査人及び内部監査室と連携し相互の監査計画・監査実施状況及び結果、その他の重要事項について情報交換を行うとともに、被監査部門には改善事項の指導及び改善状況を報告させることにより監査の実効性を高めております。

こうした体制により、迅速かつ適切な意思決定を図り、経営の透明性や効率性を確保することが可能と考え、当該体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知を早期発送するよう努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して開催するよう努めております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットにより議決権を行使することができることで、議決権行使をしやすい環境を整えております。
その他	当社ウェブサイト招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトにて常時掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、年に1回以上の個人投資家向け説明会を開催するよう努めております。 2020年3月期実績は次のとおりです。 2020年2月 大阪 110名 2020年2月 東京 86名	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、第2四半期決算・本決算時のラージミーティングの開催と概ね毎月のワンオンワンミーティングを開催しております。 2020年3月期実績は次のとおりです。 1. ラージミーティング 2回 2. ワンオンワンミーティング 61回	あり
IR資料のホームページ掲載	当社は、ステークホルダーの皆様への公平かつ適時な開示を心がけております。 また、開示した情報につきましては、プレスリリースをはじめ遅滞なく当社ウェブサイト上でどなたでも閲覧できるようにしております。 1. 当社ウェブサイトアドレス https://www.msnw.co.jp/ 2. 主たる開示資料 決算短信、四半期報告書、有価証券報告書、業績説明資料、株主総会の招集通知、CSR・ESGレポート等	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRの担当部署については、以下の通りです。 1. 担当部署 経営企画部 2. 担当者 取締役専務執行役員(経営戦略本部管掌) 田中 義寛	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>当社は「サステナビリティに関する基本方針」を定め、超高齢社会を迎えた我が国において、地域住民の健康を支え、生涯安心して暮らせる医療と生活の基盤を創造するため、様々な事業活動・企業活動を通じて社会課題の解決に取り組んでいます。</p> <p>当社グループは、社会・環境問題への取り組みは企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、自主的、積極的に行動します。</p> <p>CSR活動としては、臓器移植に関する普及啓発等を行う特定非営利法人北海道移植医療推進協議会や、社会福祉に関する啓発等を行う北海道社会福祉フォーラムの支援、障がい者事業の支援、大学に対する寄附講座の設置、ラグビーをはじめとする地域のクラブチームの活動支援、スポーツ大会への協賛、小学校でのスポーツ指導に関するボランティア活動等を行っております。</p> <p>また、環境問題に関しては、グループの薬局店舗へのLED照明の導入や、レジ袋無料配布を終了し、必要な方へのバイオマス素材のレジ袋の有料販売を行う等を通じ、環境負荷の低減に取り組んでおります。</p> <p>当社はサステナビリティに関する取り組みについて、CSR・ESGレポートを当社ウェブサイトに掲載しております。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>当社は、ステークホルダーの皆様に対し、常に財務内容その他の重要事項の開示を公平かつ迅速に開示するように心がけております。</p>

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業としての社会的責任に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、当社グループの全役職員を対象とした株式会社メディカルシステムネットワークグループ企業行動憲章、企業倫理遵守に関する行動規範、株式会社メディカルシステムネットワークグループコンプライアンス基本規程を制定しております。

また、株式会社メディカルシステムネットワークコンプライアンス基本規程によりコンプライアンス担当役員を任命し、その管掌の下に、コンプライアンス担当部署を設け、当社グループ全体のコンプライアンス体制を整備しております。

加えて、内部通報規程に基づき、当社通報窓口として社外の弁護士を含むコンプライアンス・ホットラインが設置・運営されております。通報者の希望により匿名性を保証するとともに、通報者が不利益な取り扱いをされずにコンプライアンスに関する相談や不正行為等を通報できる体制を整備しております。

更に、内部監査室は、不正・誤謬の発見とともに経営判断の見地から会社の財産および業務を適正に把握し、すべての業務が法令・諸規程等に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているかどうかを監査しております。なお、法令遵守等にかかわる問題点が発見された場合、適切な改善措置を行っております。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る文書及びその他の重要な情報について、法令及び文書管理規程に基づき、適切に保存及び管理しております。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、メディカルシステムネットワークグループリスク管理基本規程に基づき、当社グループのリスク管理を統括する部署を定め、事前にリスクを認識し情報の収集に努める等、損失の危険を最小限にとどめる体制を構築しております。

なお、事業上の重大な経営危機が発生した場合は、メディカルシステムネットワークグループ危機対応規程に基づき、対策本部を設置し、迅速な対応を行っております。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社は、当社及びグループ各社の規程に基づき、取締役の職務権限と担当業務を明確にする等、職務執行が効率的に行われる組織及び管理体制を整備しております。グループ各社の重要案件については、当社で事前協議を行った後、グループ各社の取締役会において審議しております。

また、中期経営計画・年次事業計画を策定し、取締役会及び重要会議において、その進捗管理を行っております。

5. 当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社に対する適切な経営管理を行っております。定期的開催される重要会議において、業績、財務状況その他の重要な情報について報告を受けております。

コンプライアンス違反他、重大なリスク要因が発生した場合には、速やかに当社に報告する体制を整備しております。

6. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役が求めた場合、監査役を補助する職員（監査役付）を配置する体制にあります。

監査役付の独立性を確保するため、当該使用人の任命、人事評価、異動等人事権に係る事項の決定については、監査役に事前に報告を行い、了承を得ております。

監査役付への指揮命令権は、監査役に帰属し、監査役付が他部署の使用人を兼務する場合には、監査役補助業務を優先しております。

7. 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、使用人及び監査役が当社の監査役に報告するための体制

取締役、執行役員、使用人並びにグループ各社の取締役、執行役員、使用人及び監査役は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査、内部通報の状況及び重大な法令・定款違反、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項等について、直接又はこれらの者から報告を受けた者を通じて、監査役に報告を行うものとしております。

また、監査役から、業務執行に関する事項について報告を求められたときには、速やかに報告しております。

8. 上記7.における報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及びグループ各社は上記7.の内容の報告を行った取締役、執行役員、使用人並びにグループ各社の取締役、執行役員、使用人及び監査役に対して、報告を行ったことを理由とする不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制を整備しております。

9. 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

年間の監査計画に係る費用は、監査役からの要請により予算を措置しております。その他、追加で発生した監査役の職務の執行に必要な費用については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用を負担しております。

10. その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会に出席するほか、重要会議に必要に応じて出席し、報告を受け、意見を述べることができるものとしております。

監査役は、重要な会議の議事録、稟議書等をいつでも閲覧できるものとしております。

監査役は、内部監査室及び会計監査人と面談し、監査に必要な情報交換を行っております。

監査役会は、独自に意見形成するため、必要に応じて外部弁護士と顧問契約を締結することができ、また、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用することができるものとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、一切関係を持たず、不当な要求等にも応じないことを基本方針としております。その旨を「株式会社メディカルシステムネットワークグループ反社会的勢力に対する方針」に定め、グループの全役員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集や講習会の参加等による情報収集に努め、事案発生時には、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制の構築を図ります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

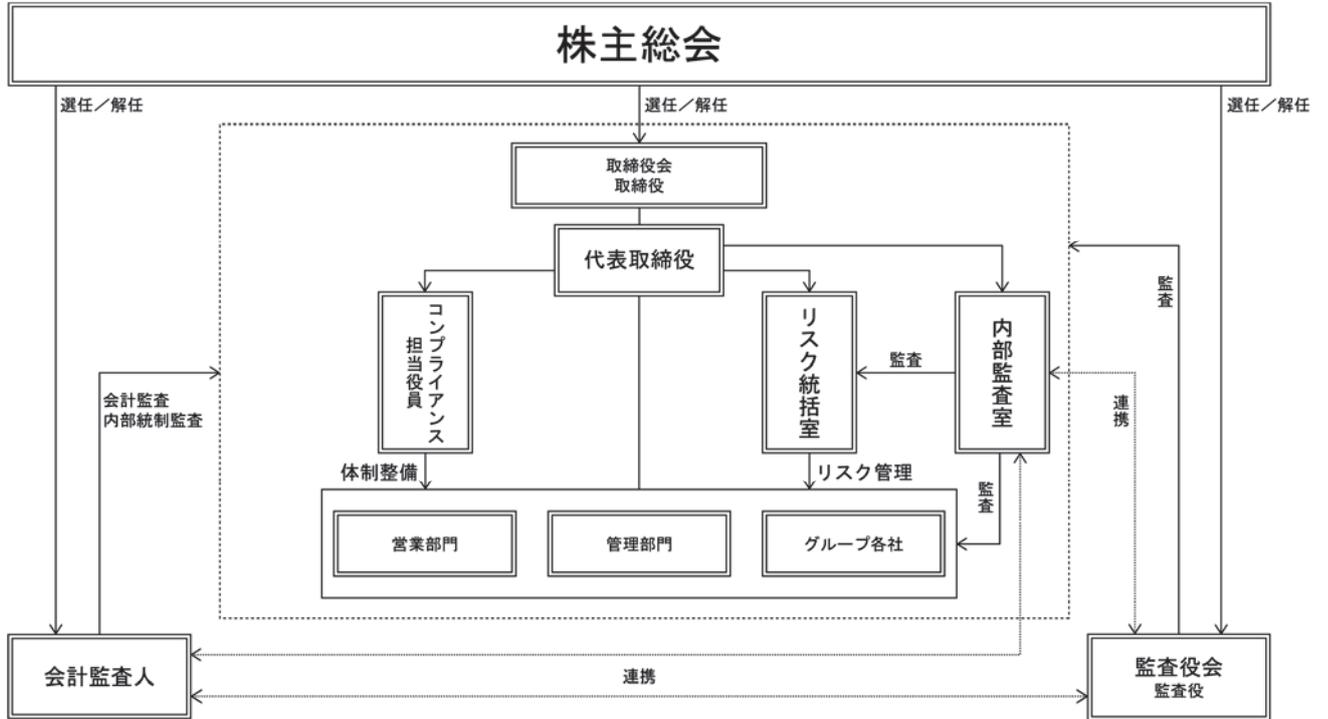
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

「コーポレート・ガバナンス」「コンプライアンス」「内部統制」「インサイダー取引」「フェア・ディスクロージャー・ルール」等の事項について主要な会議の議題に入れて、グループ役職員に対する啓発を行っております。

コーポレート・ガバナンス体制の模式図



適時開示体制の概要

当社は、経営の健全性、透明性、効率化を高めることにより企業価値を高めることを基本姿勢としております。投資家には、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行うべく、以下のような取り組みにて、日々対応しております。

1. 開示する情報の基準

当社は、投資家の皆様に、金融商品取引法及び東京証券取引所の「有価証券上場規程及び同施行規則」に従い、投資家が有価証券の投資判断に影響を与える重要な会社情報を正確かつ迅速に公開いたします。また、適時開示規則に該当する情報に加え、投資家の皆様が投資判断を行うに際し、有益な情報も可能な範囲で積極的に開示いたします。

2. 情報の取扱いに関する社内体制

当社は、投資家に対し適時適切な情報開示を行うため、社内規程として「内部情報管理及び内部者取引防止規程」を定め、その規程に従い、当社及び当社グループに関する情報を取り扱っています。

各部署で発生した又は確定的な重要情報をもとに、情報管理責任者である経営企画部長と当該重要情報の関連部署との協議の上、適時開示に対応しております。また、発生が予想される事項についても情報管理責任者である経営企画部長と関連部署が事前に社内協議の上対応しております。

報告された情報に関しては、一次情報入手者から担当役員にいたるまで、内部情報管理を徹底します。

3. 情報開示の吟味

当社は、社内で上記の判断を経た後、開示すべき情報に疑義が生じる事実につきましては、東京証券取引所や弁護士、監査法人等々の外部機関に確認の上判断し、文書の作成にあたっております。

【適時開示に係る社内体制フロー】

